

プラスチックによる海洋汚染や気候変動問題対策として、プラスチックのリサイクルを進めています。

プラスチック類の分別回収にご協力ください。

令和5年4月からプラスチック製品の分別回収がスタートしました。

問合せ 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
☎ 075-222-3946 FAX 075-213-0453

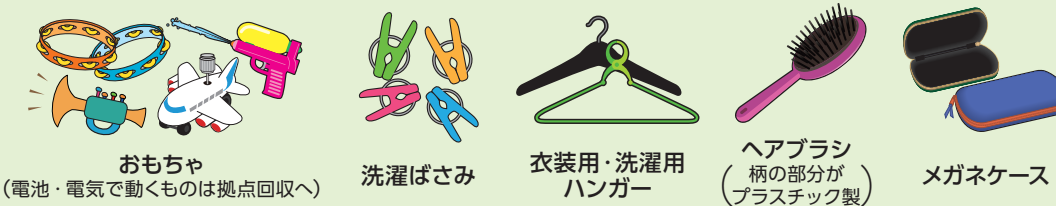
プラスチック製品 と プラスチック製の「容器」と「包装」 を一緒に入れてお出してください。

プラスチック製品 (例)
プラスチック類

100%プラスチック素材を使用したもの



大部分がプラスチック素材であるもの

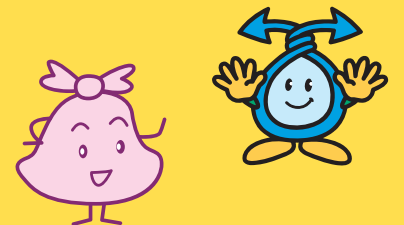


トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、キャップ類、緩衝材 (発泡スチロールなど)

商品を入れた「容器」や「包装」で、中身の商品を取り出したあと、不要になるもの



目印は マーク



透明の
資源ごみ用指定袋
(袋は変更ありません。)



分別の名称は
「プラスチック類」です。

※収集日は、プラスチック類の日です。

※ペットボトルは、引き続き資源ごみとして「缶・びん・ペットボトル」の収集日にお出してください。

※生ごみ類、リサイクルできない紙類、ガラス類は、引き続き黄色の燃やすごみ用指定袋でお出してください。



民間業者が収集するマンションの場合

無色透明又は白色透明の袋をご使用ください。
ごみの出し方の詳細は、マンションの管理会社へお問い合わせください。



ごみの分別案内はこちら

ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」



iPhone用



Android用

プラスチック製品として分別回収できないもの(例)

拠点回収



リチウムイオン電池
など電池・電気
で動くおもちゃや
小型家電など

刃物類・
ライター※1

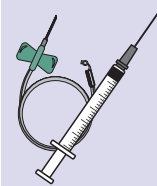
大型ごみ

砕いたり、分解したり
しないでください。



クーラーボックス
スーツケース
ポリタンク

交付された 医療機関・薬局



在宅医療器具

燃やすごみ



ビニール傘※2 一般用抗原
検査キット※3

ひも状、シート状で長さが
50cm以上のもの※2

お願い! 「分別するのめんどくさい」「少しくらい大丈夫」が
大きな火災事故につながります!

携帯扇風機、電子たばこ、モバイルバッテリーなど
リチウムイオン電池使用製品は、
ごみ収集車やごみ処理施設での火災の
原因となるので、資源ごみや燃やすごみ
では絶対に出さないでください!!!

リチウムイオン電池使用製品の
詳しい排出方法については、
こちらからアクセスしてください。



東北部クリーンセンターの
火災被害状況

※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ ※2 リサイクル設備に影響を与えるもの ※3 感染症等拡大防止のため